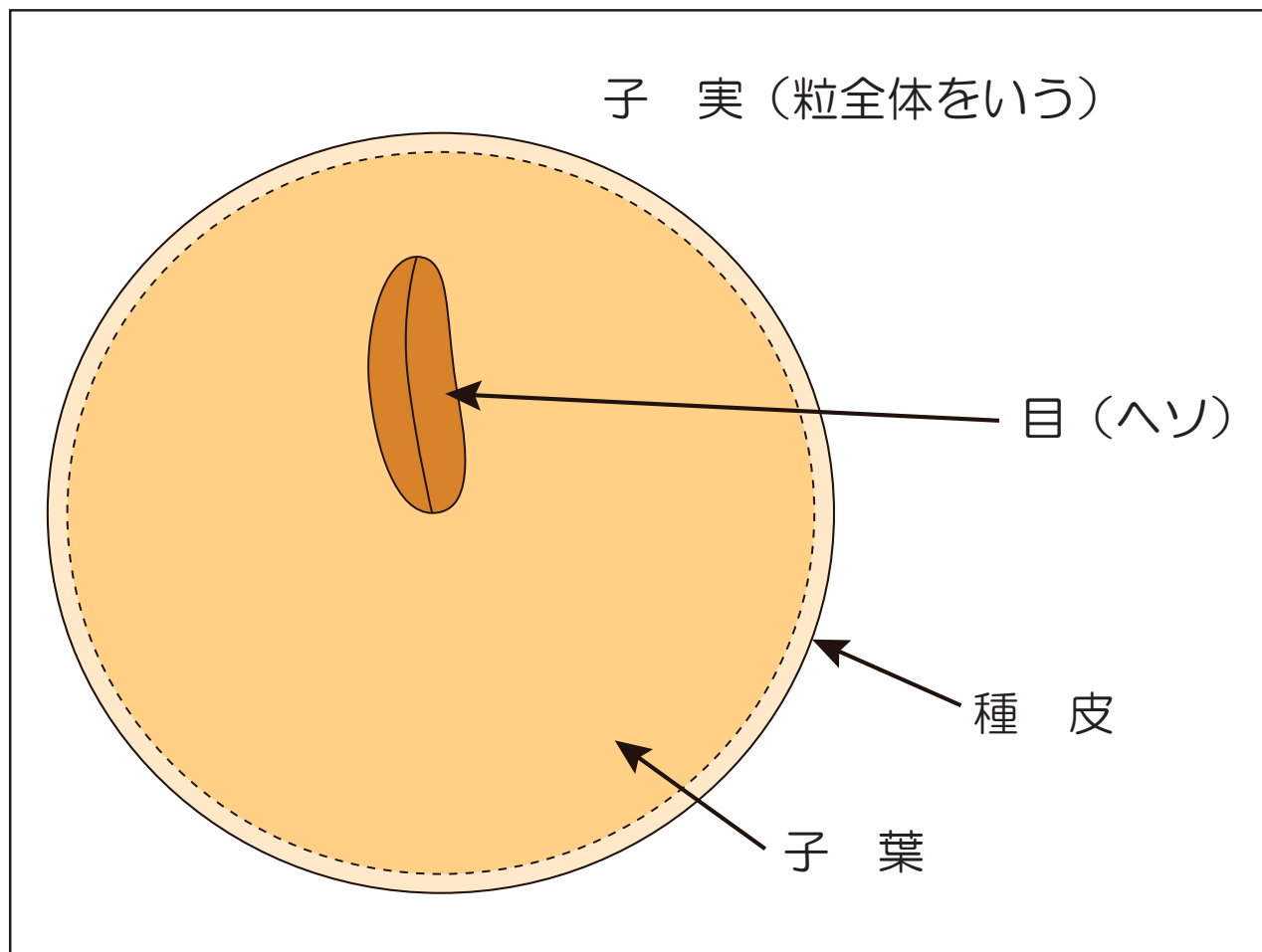


国内産農産物 被害粒等の限界基準解説書 〈豆類〉



被害粒

病害粒

褐斑病粒（大豆）	1
褐斑病粒（小豆、いんげん）	1
紫斑病粒（大豆）	2
紫斑病粒（小豆、いんげん）	2
斑点粒（大豆）	3
斑点粒（小豆、いんげん）	3

虫害粒

食害粒	4
吸害粒（大豆）	4
吸害粒（小豆、いんげん）	5
変質粒	5
むれ粒	6
破碎粒	6
皮切れ粒	7
剥皮粒	7
発芽粒（大豆）	8
発芽粒（小豆、いんげん）	8

変色粒

色流れ粒（いんげん）	9
やけ粒（いんげん）	9
斑紋粒（いんげん）	10
しわ粒	10
汚損粒	11
過熟粒（小豆）	11

未熟粒

色浅未熟粒	12
偏平未熟粒	12
奇形未熟粒	13
一般未熟粒（小豆、いんげん）	13
ふるい分けによる未熟粒（大豆）	14
ふるい分けによる未熟粒（小豆）	14
ふるい分けによる未熟粒（いんげん）	15

死豆	15
----	----

被害粒（病害粒）

褐斑病粒（大豆）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、褐斑病により褐色の病斑があるものをいう。

限界基準の基準

- 1 被害粒
病斑の大きさが、直径 2 mm（大粒大豆にあつては、直径 3 mm）以上のもの。
特定加工用大豆にあつては、病斑の大きさが粒全面の 4 分の 1 程度以上のものとする。
- 2 著しい被害粒等
病斑の大きさが粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

限界基準品の解説

病斑の大きさの程度を示す。

限界基準品



被害粒（特定加工用大豆）



著しい被害粒等

被害粒（病害粒）

褐斑病粒（小豆、いんげん）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、褐斑病により褐色の病斑があるものをいう。

限界基準の基準

病斑の大きさが、直径 3 mm 以上のもの。

参 考

no image

被害粒（病害粒）

紫斑病粒（大豆）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、紫斑病により紫色の病斑があるものをいう。

限界基準の基準

- 1 被害粒
病斑の大きさが、直径 2 mm（大粒大豆は直径 3 mm）以上のもの。
ただし、特定加工用大豆にあつては、被害粒としない。
- 2 著しい被害粒等
病斑の大きさが粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

限界基準品の解説

紫色の病斑の大きさの程度を示す。

限界基準品



被害粒（普通大豆）



著しい被害粒等

被害粒（病害粒）

紫斑病粒（小豆、いんげん）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、紫斑病により紫色の病斑があるものをいう。

限界基準の基準

病斑の大きさが、直径 3 mm 以上のもの。

参 考

no image

被害粒（病害粒）

斑点粒（大豆）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、斑点があるものをいう。

限界基準の基準

- 1 被害粒
斑点の大きさが、直径 2 mm（大粒大豆は直径 3 mm）以上のもの。
- 2 著しい被害粒等
斑点の大きさが粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

参 考

no image

被害粒（病害粒）

斑点粒（小豆、いんげん）

定 義

菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるもののうち、斑点があるものをいう。

限界基準の基準

斑点の大きさが、直径 3 mm 以上のもの。

参 考

no image

被害粒（虫害粒）

食害粒	
定 義 子実に虫による食害又は吸害のあるものをいう。	限界基準品  被害粒  著しい被害粒等
限界基準の基準 - 被害粒 食害が子葉まで達していることが認められるもの。 - 著しい被害粒等 食害の部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。	
限界基準品の解説 食害の程度を示す。	

被害粒（虫害粒）

吸害粒（大豆）	
定 義 子実に虫による吸害のあるものをいう。	限界基準品  被害粒  著しい被害粒等
限界基準の基準 - 被害粒 吸汁による染み状が子葉まで達していることが認められるもの又は粒全面の染み状の大きさが、直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。 - 著しい被害粒等 吸害による染み状が、粒全面の2分の1程度以上のもの。	
限界基準品の解説 吸害の程度を示す。	

被害粒（虫害粒）

吸害粒（小豆、いんげん）	
定 義 子実に虫による吸害のあるものをいう。	参 考 no image
限界基準の基準 吸汁による染み状が子葉まで達していることが認められるもの又は粒全面の染み状の大きさが、直径3mm以上のもの。	

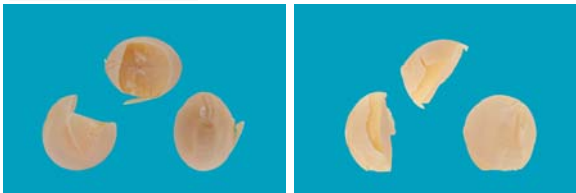
被害粒

変質粒	
定 義 種皮又は子葉が変質したものをいう。	限界基準品  被害粒  著しい被害粒等
限界基準の基準 - 被害粒 霜害等による変質の程度が限界基準品以上のもの。 - 著しい被害粒等 霜害等による変質の程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 霜害等による変質の程度を示す。	

被害粒

むれ粒	
定 義 種皮又は子葉が腐敗したものをいう。	限界基準品 no image
限界基準の基準 - 被害粒 霜害等による腐敗の程度が限界基準品以上のもの。 - 著しい被害粒等 霜害等による腐敗の程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 霜害等による腐敗の程度を示す。	

被害粒

破碎粒	
定 義 子実が割れ、欠け又は碎けたものをいう。	限界基準品 
限界基準の基準 - 被害粒 破碎が認められるもの。 - 著しい被害粒等 破碎による欠損部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。	被害粒 著しい被害粒等
限界基準品の解説	

被害粒

皮切れ粒

定 義

生理的障害により種皮が切れた状態のもので、子葉の発達により種皮が子葉に密着したものをいう。

限界基準の基準

皮切れの現象（ハの字型、点型、多条線形型）を問わず、皮切れ部分を合わせた長さが一筋で胴回り2分の1程度以上のもので、かつ、大豆にあっては、幅2mm（大粒大豆は幅3mm）以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒としない。

参 考



被害粒（普通大豆）

被害粒

剥皮粒

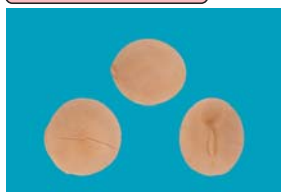
定 義

種皮に亀裂が伴い種皮と子葉が密着していないもの又は剥がれたものをいう。

限界基準の基準

- 1 被害粒
剥皮が認められるもの。
ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として扱わない。
- 2 著しい被害粒等
剥皮した部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。

参 考



被害粒（普通大豆）

被害粒

発芽粒（大豆）	
定 義 発芽又はその痕跡が認められるものをいう。 限界基準の基準 - 被害粒 被害粒としない。 - 著しい被害粒等 発芽又はその痕跡が認められるもの。	参 考 no image

被害粒

発芽粒（小豆、いんげん）	
定 義 発芽又はその痕跡が認められるものをいう。 限界基準の基準 発芽又はその痕跡が認められるもの。	参 考 no image

被害粒（変色粒）

色流れ粒（いんげん）	
定 義 色むら等、固有の色沢を有しないものをいう。	限界基準品 no image
限界基準の基準 色流れの程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 色流れの程度を示す。	

被害粒（変色粒）

やけ粒（いんげん）	
定 義 色むら等、固有の色沢を有しないものをいう。	限界基準品 no image
限界基準の基準 やけの程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 色の程度を示す。	

被害粒（変色粒）

斑紋粒（いんげん）	
定 義 色むら等、固有の色沢を有しないものをいう。	限界基準品 no image
限界基準の基準 斑紋の程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 斑紋の程度を示す。	

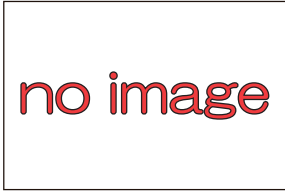
被害粒

しわ粒	
定 義 子実の充実は正常であるが、しわのあるものをいう。	限界基準品 
限界基準の基準 しわの程度が限界基準品以上のもの。 ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として扱わない。	被害粒（普通大豆）
限界基準品の解説 しわの程度を示す。	

被害粒

汚損粒	
定 義 子実に汚れ（草汁等）のあるものをいう。	限界基準品  被害粒
限界基準の基準 指で拭って残る汚損部分（泥・草汁・複合等）が、粒全面の6分の1程度以上のもの。	
限界基準品の解説 汚損の程度を示す。	

被害粒

過熟粒（小豆）	
定 義 生育過程における障害等により、品種固有の色が過度に濃いものをいう。	限界基準品 
限界基準の基準 過熟の程度が限界基準品以上のもの。	
限界基準品の解説 過熟の程度を示す。	

未熟粒

色浅未熟粒

定 義

成熟していないもののうち、色が浅くなった粒をいう。

限界基準の基準

色浅の程度が限界基準品以上のもの。
ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品の解説

色浅の程度を示す。

限界基準品



整 粒



色浅未熟粒

未熟粒

偏平未熟粒

定 義

成熟していないもののうち、偏平になった粒をいう。

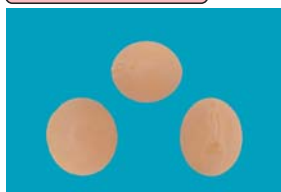
限界基準の基準

偏平の程度が限界基準品以上のもの。
ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品の解説

偏平の程度を示す。

限界基準品



整 粒



偏平未熟粒

未熟粒

奇形未熟粒

定 義

成熟していないもののうち、不整形になった粒をいう。

限界基準の基準

奇形の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品の解説

奇形の程度を示す。

限界基準品



整 粒



奇形未熟粒

未熟粒

一般未熟粒（小豆、いんげん）

定 義

成熟していない粒をいう。

限界基準の基準

未熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品の解説

成熟の程度を示す。

限界基準品

no image

未熟粒

ふるい分けによる未熟粒（大豆）	
定 義 成熟していない粒をいう。 限界基準の基準 1 未 熟 粒 （1）大粒大豆にあつては、直径7.3mm（粒度が直径8.5mmと規定されているものにあつては、7.9mm）の丸目ふるいを通過するもの。 （2）中粒大豆にあつては、直径6.7mmの丸目ふるいを通過するもの。 （3）小粒大豆にあつては、直径4.9mmの丸目ふるいを通過するもの。 （4）極小粒大豆にあつては、直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。 2 著しい被害粒等 （1）大粒大豆にあつては、直径6.1mmの丸目ふるいを通過するもの。 （2）中粒大豆にあつては、直径5.5mmの丸目ふるいを通過するもの。 （3）小粒大豆にあつては、直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。 （4）極小粒大豆にあつては、直径3.6mmの丸目ふるいを通過するもの。	参 考 no image

未熟粒

ふるい分けによる未熟粒（小豆）	
定 義 成熟していない粒をいう。 限界基準の基準 1 大納言小豆にあつては直径5.5mmの丸目ふるいを通過するもの。 2 普通小豆にあつては直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。	参 考 no image

未熟粒

ふるい分けによる未熟粒（いんげん）	
定 義 成熟していない粒をいう。 限界基準の基準 1 白花豆にあっては直径11.5mmの丸目ふるいを通過するもの。 2 大福及びとら豆にあっては直径8.5mmの丸目ふるいを通過するもの。 3 大正金時及び大正白金時にあっては直径7.9mmの丸目ふるいを通過するもの。 4 中長うずら及び白金時にあっては直径7.3mmの丸目ふるいを通過するもの。 5 大手亡にあっては直径6.1mmの丸目ふるいを通過するもの。	参 考 no image

死豆

死豆	
定 義 形状は粒形をしていても、指先等で押すと粉状になるもの。 限界基準の基準 1 形状は粒形をしていても、指先等で押すと粉状になるもの。 2 病害粒、吸害粒、霜害粒で外観上利用価値が全くなないと認められるもの。 3 粒が硬化し、吸水力が著しく劣るもの（石豆）。	参 考 no image